

情報通信審議会 情報通信技術分科会
小電力無線システム委員会（第 18 回）
議事要旨（案）

1 日時

平成 20 年 1 月 18 日（金） 10 : 00~11 : 15

2 場所

三田共用会議所 第 4 特別会議室

3 出席者（敬称略）

主 査 : 森川（東京大学）

構 成 員 : 阿部（KDDI（株））、伊藤（（株）デンソーウェーブ 代理：渡辺）、加治佐（マイクロソフト（株） 代理：楠）、斉藤（日本電信電話（株））、坂下（リンテック（株））、高野（（株）富士通研究所）、千葉（シャープ（株） 代理：藤内）、所（ソニー（株） 代理：真崎）、丹羽（（社）日本アマチュア無線連盟）、野本（日本放送協会 代理：大西）、萩原（パナソニックモバイルコミュニケーションズ（株））、波多野（日本テキサス・インスツルメンツ（株））、平野（マイティカード（株））、本多（欧州ビジネス協会）、正村（日本無線（株））、宮内（（財）テレコムエンジニアリングセンター）、山田（東京電力（株））、若尾（（社）電波産業会）、渡辺（（株）東芝 代理：峯邑）

事 務 局 : 渡辺、林、竹下、鈴木、角地（総務省移動通信課）

4 配布資料

資料 1	小電力無線システム委員会（第 17 回）議事要旨（案）	【事務局】
資料 2-1	小電力を用いる自営系移動通信の利活用・高度化方針に係る技術的条件の報告書（案）概要について	【自営系移動通信の利活用・高度化作業班】
資料 2-2	小電力を用いる自営系移動通信の利活用・高度化方針に係る技術的条件の報告書（案）について	【自営系移動通信の利活用・高度化作業班】
資料 3	今後の検討スケジュール（案）	【事務局】
参考資料 1	小電力無線システム委員会 構成員名簿	【事務局】
参考資料 2	小電力無線システム委員会 自営系移動通信の利活用・高度化作業班 構成員名簿	【事務局】

5 議事

(1) 開会

今回の審議は、多岐にわたるため、作業班でそれぞれの課題について取りまとめていただいたリーダーの方々も審議に参加していただくことについて了承を得た。

(2) 資料の配布確認について

事務局から、資料及び参考資料の確認がなされた。

(3) 前回議事要旨の確認

森川主査から、資料 1 の前回議事要旨案について確認がなされた。特段の意見等はなく、承認された。

(4) 議事

① 小電力無線システム委員会報告（案）について

作業班主任の宮内専門委員から、資料 2-1「小電力無線システム委員会報告（案）の概要」にそって、資料 2-1 及び資料 2-2 に関する説明があり、以下のとおり質疑応答があった。なお、知的財産権の記述については、議論を踏まえた内容で修正した上でパブリックコメントを行うこととし、修正案については、森川主査及び事務局に一任することで承認された。

<簡易無線局等に適したデジタル方式の技術的条件について>

正村専門委員) 資料 2-1 の P7 で「他の分野の既存システムとの干渉防止…」とあるが、具体的にはどのようなシステムがあるのか。

事務局) 一般業務用としてタクシー無線や、公共業務用の無線など様々である。今回、デジタル簡易無線用に新たに割り当てる周波数を検討する中で、どこに割り当てることになっても、近傍の既存システムに干渉を与えない条件として、割り当てる周波数から最低でも 3.125kHz のガードバンドが必要になる旨を述べている。なお、既存のシステムが大電力のタクシー無線や公共業務無線などの場合は、さらに広くガードバンドが必要になる可能性はある。

本多専門委員) 資料 2-2 の P27 において、今回検討した技術的条件のうち、国が定める技術的条件の部分に関して、知的財産権（IPR）は原則無償とするべきとの記載は、昨今の状況から適切なのか。ある一定の対価を認めるという考えもあるのではないか。

事務局) 通常、国が定める技術的条件は、電波干渉の観点で、周波数許容偏差や占有周波数帯幅等を定めているものであり、IPR に該当するような技術的条件を定めることは殆ど無いと理解している。今回の技術的条件であっても、特段問題になることはないと考えているところ。

若尾専門委員) IPR については ITU の RA においても決議が出されているので、それを参考にして今回の表記について再考して頂くのがよいと思う。

事務局) ITU での決議を踏まえ再考させて頂きたい。なお、表記については、森川主査、宮内専門委員（作業班主任）及び事務局に一任頂き、修正後にパブリックコメントを開始させて頂く。

本多専門委員) 了解した。

丹羽専門委員) RZ SSB はアナログ方式であるのに、今回のデジタル方式に含まれている真意は？

事務局) RZ SSB はデジタル方式と同様に狭帯域で周波数利用効率が高く、また放送関係においてはその音質の良さから既に利用されている実績がある。今回新た

にデジタル方式として4値FSKの導入を行うに当たり、その共用条件等について検討を行ったことから報告書に記載しているものであり、その旨ご理解頂きたい。

丹波専門委員) 了解した。

<無線操縦機器の高度化方策に関する技術的条件について>

森川主査) 周波数ホッピングの滞留時間を50msとした理由と、拡散率を規定している理由についてご教示願いたい。

藤田無線操縦Aドリーダ) 通常ラジコンで求められる操作反応時間は約100msであり、危険回避の観点からも当該時間において最低1回は通信を成功させる必要がある。よって滞留時間を50msとすることで100msの中で最低1回は通信を成功させることとした。また、現状の各メーカーの実力値も当該値を満足できることから、今回ラジコン用途に限定し新たに規定を行うもの。

事務局) 拡散率を400msと規定しているが、当該値は既存の規定値でありラジコン用途に限定するものではない。拡散率とは、ホッピングを繰り返して、ある1つのchにまた戻ってくる時間を表しており、この時間を調整することで、同一chで混信する確率を調整することが出来るものである。

森川主査) 通常、1回の通信(100ms)のなかで、同一信号は何回程度送信されているのか?

藤田無線操縦Aドリーダ) 100ms中では約10回程度である。

<動物の検知・通報に必要となる技術的条件について>

正村専門委員) 野生動物以外の用途、例えばテレメータ用途でも使えると思うが、用途制限をかけている真意は?都市部でのペット探索用についても少し触れられているが実現性はあるのか?

宮内専門委員) 都市部でのペット探索用については、個体数が野生動物に比べて多くなるものの、野生動物の検知用並みの送信サイクルである必要はないので、一定の実現性はあると考えている。他の用途での使用は、今回の技術的条件を満足するものであっても、ch数の問題から難しくなるため、作業班の検討の中で、用途を限定が必要として取りまとめしている。

事務局) 基本的には幅広い用途で使って頂くことが望ましいと考えているが、今回割当予定の150MHz帯は周波数事情が厳しく割り当てられるchが極めて少ないことが想定されており、その中で様々な用途で使って頂くことは不可能であると考えている。一方で、都市部において、同様な用途として、400MHz帯など他の周波数帯において既存のシステムで利用可能なものがあるので、それらを活用して頂きたいと考えている。

② 今後の検討スケジュールについて

事務局より、資料3に基づき今後の検討スケジュールについて説明があった。特段の意

見等はなく、承認された。

6 閉会